

令和4年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
発議第 4号 発議第 5号 発議第 6号 発議第 7号	那須塩原市議会基本条例の一部改正について 那須塩原市議会会議規則の一部改正について 那須塩原市議会政治倫理条例の一部改正について 那須塩原市議会取組実行計画について	議会事務局 議会事務局 議会事務局 議会事務局

発議 第4号

那須塩原市議会基本条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 4年 3月23日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊 藤 誠 之

那須塩原市議会基本条例の一部を改正する条例

那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の1条を加える。

（情報通信技術の活用）

第18条 議会は、情報通信技術を積極的に活用し、効率的かつ円滑な議会運営を推進するとともに、災害の発生、感染症のまん延等の場合においても持続的な議会活動を確保するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

那須塩原市議会基本条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(情報通信技術の活用)</u></p> <p><u>第18条</u> 議会は、情報通信技術を積極的に活用し、効率的かつ円滑な議会運営を推進するとともに、災害の発生、感染症のまん延等の場合においても持続的な議会活動を確保するよう努めるものとする。</p> <p><u>第19条～第22条</u> (略)</p>	<p><u>第18条～第21条</u> (略)</p>

発議 第5号

那須塩原市議会会議規則の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 4年 3月23日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊 藤 誠 之

那須塩原市議会会議規則の一部を改正する規則

那須塩原市議会会議規則（平成17年那須塩原市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「書面、電子メール」を「オンライン会議、書面」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 那須塩原市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">(書面開催等の特例)</p> <p>2 議員は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定により市の区域が新型インフルエンザ等緊急事態措置の対象区域となったときその他これに準ずる事態であるとして議長が認めるときは、一定の場所に参集しての会議の開催を行わないように努めなければならない。この場合において、第2章に規定する委員会及び第7章に規定する協議又は調整を行うための場については、<u>オンライン会議、書面</u>その他の方法により会議を開催することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">(書面開催等の特例)</p> <p>2 議員は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定により市の区域が新型インフルエンザ等緊急事態措置の対象区域となったときその他これに準ずる事態であるとして議長が認めるときは、一定の場所に参集しての会議の開催を行わないように努めなければならない。この場合において、第2章に規定する委員会及び第7章に規定する協議又は調整を行うための場については、<u>書面、電子メール</u>その他の方法により会議を開催することができる。</p> <p>3 (略)</p>

発議 第6号

那須塩原市議会政治倫理条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 4年 3月23日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊 藤 誠 之

那須塩原市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

那須塩原市議会議員政治倫理条例（平成27年那須塩原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他のハラスメントを行わないこと。
- (7) 故意に議会運営を妨げる行為を行わないこと。
- (8) 犯罪その他の事由により議会に対する市民の信頼を損うことのないようにすること。

第8条第1項第2号中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同項第3号中「第22条」を「第23条」に、「第24条」を「第25条」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同項中同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第2条に規定する政治倫理基準に違反した議員に対する措置に関すること。

第26条を第27条とし、第22条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。

第21条第1項中「第19条第1項」を「第12条第2項又は第20条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第20条を第21条とし、第13条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第3項中「議長」を「会長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、前条第1項第5号に規定する措置を行うべきことを

決定するときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならない。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(措置)

第12条 第8条第1項第4号の措置（以下この条において「措置」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議長からの口頭注意
- (2) 文書による嚴重注意
- (3) 議場における謝罪文の朗読
- (4) 議会役職の辞任勧告
- (5) 議員の辞職勧告

2 審査会は、議長からの諮問若しくは自らの判断により、又は議員の政治倫理基準違反により被害を受けた議員、職員、市民等からの措置要求があったときは、政治倫理基準違反の有無を調査するものとする。

3 審査会は、前項の規定による調査又は第20条の規定による調査の結果、政治倫理基準違反の事実があったことを確認したときは、当該政治倫理基準違反をした議員に対する措置を行うこと（第1項第4号又は第5号の措置にあっては、措置を行うべきこと）を決定することができる。

4 会長は、前項の規定による決定をしたときは、その結果を議長に報告するものとする。この場合において、議長は、その報告の内容が第1項第4号又は第5号の措置を行うべきとするものであるときは、当該措置を行うことについて、本会議に諮り、決定するものとする。

5 措置は、法第134条に規定する懲罰と重ねて科すことはできない。

6 措置の決定は、政治倫理の確立による市民の信頼の確保と議員の活動の自由の保障の双方の調和の観点から適切に行われなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

那須塩原市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第2条 議員は、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為及びその職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を慎むとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(2) 工事等の請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の市が行う契約及び市が発注した建設工事に係る下請契約並びに指定管理者（（地方自治法（昭和22年法律第67号）以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の指定に関し、特定の者を推薦する等有利又は不利となる取り計らいをしないこと。</p> <p>(3) 市職員等の公正な職務執行を妨げ、又は市職員等の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(4) 市職員等の採用、昇格及び異動に関し、推薦をしないこと。</p> <p>(5) 政治活動に関し、企業、団体等から寄附等を受けないこと。</p> <p><u>(6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他のハラスメントを行わないこと。</u></p> <p><u>(7) 故意に議会運営を妨げる行為を行わないこと。</u></p> <p><u>(8) 犯罪その他の事由により議会に対する市民の信頼を損うことのないようにすること。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第8条 審査会は、次に掲げる職務を行う。</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第2条 議員は、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為及びその職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を慎むとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(2) 工事等の請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の市が行う契約及び市が発注した建設工事に係る下請契約並びに指定管理者（（地方自治法（昭和22年法律第67号）以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の指定に関し、特定の者を推薦する等有利又は不利となる取り計らいをしないこと。</p> <p>(3) 市職員等の公正な職務執行を妨げ、又は市職員等の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(4) 市職員等の採用、昇格及び異動に関し、推薦をしないこと。</p> <p>(5) 政治活動に関し、企業、団体等から寄附等を受けないこと。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第8条 審査会は、次に掲げる職務を行う。</p>



- (1) 資産等報告書を審査し、その結果を議長に報告すること。
- (2) 第20条第1項の規定による調査の請求について調査し、報告し、及び勧告すること。
- (3) 第23条から第25条までに規定する説明会の開催の要否について、議長の諮問に応じ、意見書を提出すること。
- (4) 第2条に規定する政治倫理基準に違反した議員に対する措置に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、政治倫理の確立を図るため必要とされる事項について、調査し、勧告し、又は意見を述べること。

2 (略)

(措置)

第12条 第8条第1項第4号の措置（以下この条において「措置」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議長からの口頭注意
- (2) 文書による嚴重注意
- (3) 議場における謝罪文の朗読
- (4) 議会役職の辞任勧告
- (5) 議員の辞職勧告

2 審査会は、議長からの諮問若しくは自らの判断により、又は議員の政治倫理基準違反により被害を受けた議員、職員、市民等からの措置要求があったときは、政治倫理基準違反の有無を調査するものとする。

3 審査会は、前項の規定による調査又は第20条の規定による調査の結果、政治倫理基準違反の事実があったことを確認したときは、当該政治倫理基準違反をした議員に対する措置を行うこと（第1項第4号又は第5号の措置にあっては、措置を行うべきこと）を決定

- (1) 資産等報告書を審査し、その結果を議長に報告すること。
- (2) 第19条第1項の規定による調査の請求について調査し、報告し、及び勧告すること。
- (3) 第22条から第24条までに規定する説明会の開催の要否について、議長の諮問に応じ、意見書を提出すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、政治倫理の確立を図るため必要とされる事項について、調査し、勧告し、又は意見を述べること。

2 (略)

することができる。

4 会長は、前項の規定による決定をしたときは、その結果を議長に報告するものとする。この場合において、議長は、その報告の内容が第1項第4号又は第5号の措置を行うべきとするものであるときは、当該措置を行うことについて、本会議に諮り、決定するものとする。

5 措置は、法第134条に規定する懲罰と重ねて科すことはできない。

6 措置の決定は、政治倫理の確立による市民の信頼の確保と議員の活動の自由の保障の双方の調和の観点から適切に行われなければならない。

(会議)

第13条 (略)

2 (略)

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、前条第1項第5号に規定する措置を行うべきことを決定するときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならない。

第14条～第21条 (略)

(議員の協力義務等)

第22条 第12条第2項又は第20条第1項の規定による調査\_\_\_\_  
\_\_\_\_の対象となった議員は、審査会に自ら出席し、審査に必要な資料の提供及び説明を行うものとする。

(会議)

第12条 (略)

2 (略)

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第13条～第20条 (略)

(議員の協力義務等)

第21条 第19条第1項\_\_\_\_  
\_\_\_\_の規定による調査の請求の対象となった議員は、審査会に自ら出席し、審査に必要な資料の提供及び説明を行うものとする。

2・3 (略)

第23条～第27条 (略)

2・3 (略)

第22条～第26条 (略)

発議 第7号

那須塩原市議会取組実行計画について

那須塩原市議会取組実行計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び那須塩原市議会会議規則（平成17年那須塩原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 4年 3月23日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊藤 誠之

# 令和4(2022)年度 那須塩原市議会取組実行計画



市民に開かれた議会へ  
13の取組を行います

令和4(2022)年3月

那須塩原市議会



# 1 取組実行計画の基本的事項

## (1)趣旨

本市議会は、議会の最高規範として制定した議会基本条例に基づき、「市民の負託にこたえる議会」の実現に向け、「議会の見える化」「開かれた議会」「議会改革」の活動を通じて、市民意見の市政反映に取り組んできました。

一方で、議会基本条例の検証において、議会を含め市政全般に対する市民意見の把握や政策の提言・立案へと繋げていく仕組みや取組が十分でないことなど、「議会活動全体のアウトカム」に係る課題が明らかになり、これらの課題への対応が取りまとめられました。

これらの状況を踏まえ、具体的な活動内容と目標、取組によってもたらされる市民への効果(アウトカム)を明らかにし、「市民の負託にこたえる議会」の実現を確かなものとしていくため、活動の羅針盤として「取組実行計画」を策定しています。

## (2)計画期間

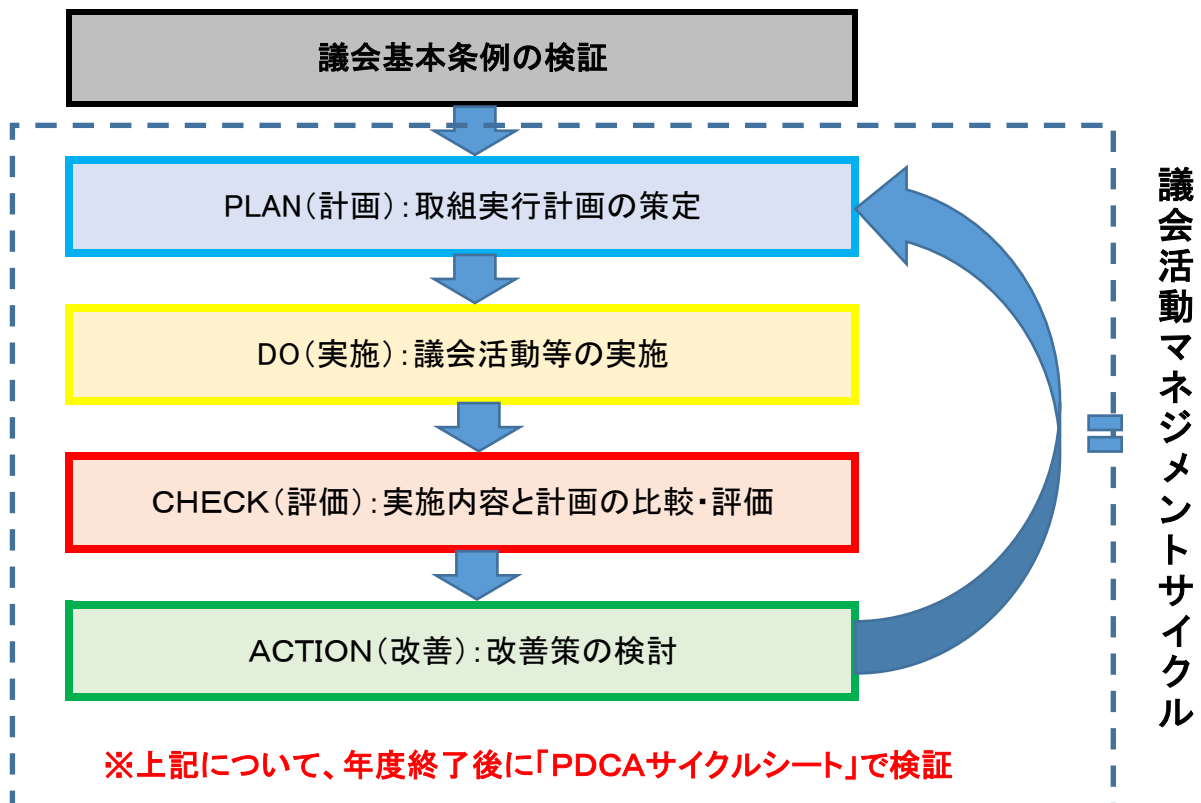
令和4(2022)年4月から令和5(2023)年3月まで

## (3)那須塩原市議会取組実行計画

「2 取組実行計画の内容と目標値」のとおりです。

## (4)計画～実施～評価～改善の仕組み(議会活動マネジメントサイクル)

<イメージ>



## 2 取組実行計画の内容と目標値

### 【取組No.1】 市民アンケート等の実施(第17条関係)

- ・市民アンケート等により、市民の意思を把握し、市政に反映させます。

議会の取組(アウトプット)	目標値
①市民アンケートの設問、活用方法等の検討	実施
②市民アンケートの実施	実施
③傍聴者アンケートの見直し	実施
市民にもたらす効果・成果(アウトカム)	
①市民の声を議会に届ける仕組みが整備されていること。	

### 【取組No.2】 会派代表質問・市政一般質問のあり方の検討(第7条第4項関係)

- ・傍聴者をはじめとした市民にとって分かりやすい一般質問等に努めます。

議会の取組(アウトプット)	目標値
①公平な一般質問等のあり方の検討	実施
②重複質問の解消に向けた先進事例の検討	実施
市民にもたらす効果・成果(アウトカム)	
①市民にとって分かりやすい一般質問等を通じた市政情報の提供	

### 【取組No.3】 参考人、公聴会の活用に向けた検討(第7条第3項関係)

- ・制度を活用し、市民の専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めます。

議会の取組(アウトプット)	目標値
①請願・陳情の提出者の参考人招致	実施
②参考人制度及び公聴会制度の活用に向けた検討	実施
市民にもたらす効果・成果(アウトカム)	
①議会の議論における市民意見の反映	

#### 【取組No.4】 議員研修の実施(第4条第4号関係)

・議員研修を通じて議員の資質向上に努めます。

議会の取組(アウトプット)	目標値
①議員研修計画の策定	実施
②外部研修・内部研修の実施(参考回数5回)	実施
市民にもたらす効果・成果(アウトカム)	
①議員の資質向上により議会審議の質が向上され、真に市民のためになる市政運営がなされること。	

#### 【取組No.5】 議会基本条例の見直し(第22条)

・議会基本条例の目的達成状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。

議会の取組(アウトプット)	目標値
①法の趣旨や今までの運用結果を踏まえた第11条の検証・見直し	実施
②事務事業評価等を踏まえた条例の検証・見直し	実施
市民にもたらす効果・成果(アウトカム)	
①議会基本条例の目的に関し、より一層実現されること。	

#### 【取組No.6】 ミッションロードマップの作成検討・実施(第3条第1号関係)

・議会活動を見える化し、市民への説明責任を果たします。

議会の取組(アウトプット)	目標値
①先進事例の研究	実施
②ミッションロードマップの作成に向けた検討	実施
市民にもたらす効果・成果(アウトカム)	
①議会活動の取組状況が市民に分かりやすく提供されている。	

#### 【取組No.7】 議員定数のあり方に関する検討(第20条)

・議員定数について、行財政改革の視点だけでなく、将来を展望しつつ、検討を行います。

議会の取組(アウトプット)	目標値
①議員定数の調査研究及びあり方の検討	実施
市民にもたらす効果・成果(アウトカム)	
①市民意見を反映するのに過不足のない議員数を確保していること。	



### 【取組No.8】 事務事業評価の見直し(第21条関係)

・今まで実施してきた事務事業評価を検証し、必要に応じて見直しを行います。

議会の取組(アウトプット)	目標値
①外部のシンクタンク等と連携した議会評価についての調査研究	実施
市民にもたらす効果・成果(アウトカム)	
①議会の自己評価に基づく継続的改善を通じた市民福祉の向上	

### 【取組No.9】 議会ホームページの充実化(第17条関係)

・議会に関する分かりやすい情報提供に努めます。

議会の取組(アウトプット)	目標値
①議会独自のホームページ作成を含め、議会ホームページの在り方の検討	実施
②分かりやすい議会ホームページに向けたコンテンツの見直し	実施
市民にもたらす効果・成果(アウトカム)	
①議会に関する情報が分かりやすく市民に提供されている。	

### 【取組No.10】 模擬議会の開催(第17条関係)

・模擬議会の開催により、市政の仕組みや議会活動等への理解促進に努めます。

議会の取組(アウトプット)	目標値
①模擬議会の開催	実施
市民にもたらす効果・成果(アウトカム)	
①市民意見・要望の把握及び住民参加による議会への理解促進	

### 【取組No.11】 議員のなり手確保に向けた取組(第20条関係)

・研修会の実施等により、議員のなり手を養成します。

議会の取組(アウトプット)	目標値
①議員のなり手(若者・女性)の確保に向けた研修会・フォーラムの実施検討	実施
市民にもたらす効果・成果(アウトカム)	
①市議会議員選挙における定数以上の立候補者の確保	

**【取組No.12】 議会選出監査委員のあり方の検討(第3条第2号関係)**

・議会選出監査委員の必要性やあり方を検討し、必要な見直しを行います。

議会の取組(アウトプット)	目標値
①議会選出監査委員の義務付けを緩和する法改正の趣旨を踏まえ、議会選出監査委員の必要性についてあらためて検討	実施
②議会選出監査委員を存続する場合には、決算審査に先立っての研修の実施などその知見を議会審議に活用する方策について検討	実施
市民にもたらす効果・成果(アウトカム)	
①監査制度や決算審議の充実強化による適正な市政執行の確保	

**【取組No.13】 大学等とのパートナーシップの連携推進(第15条関係)**

・大学その他の外部機関との連携を促進し、議会外部の知見を活用します。

議会の取組(アウトプット)	目標値
①議会及び各種委員会等における意見交換	実施
②政策立案、提言等に関わる助言や意見交換	実施
③大学生との意見交換を含めた相互交流機会の創出	実施
市民にもたらす効果・成果(アウトカム)	
①大学生など議会外部からの客観的意見を踏まえた議会運営の実現	



令和4(2022)年度 市議会取組実行計画

企画・編集・発行：那須塩原市議会

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

TEL: 0287-62-7181 FAX: 0287-62-5378

E-mail: [gikai@city.nasushiobara.lg.jp](mailto:gikai@city.nasushiobara.lg.jp)